

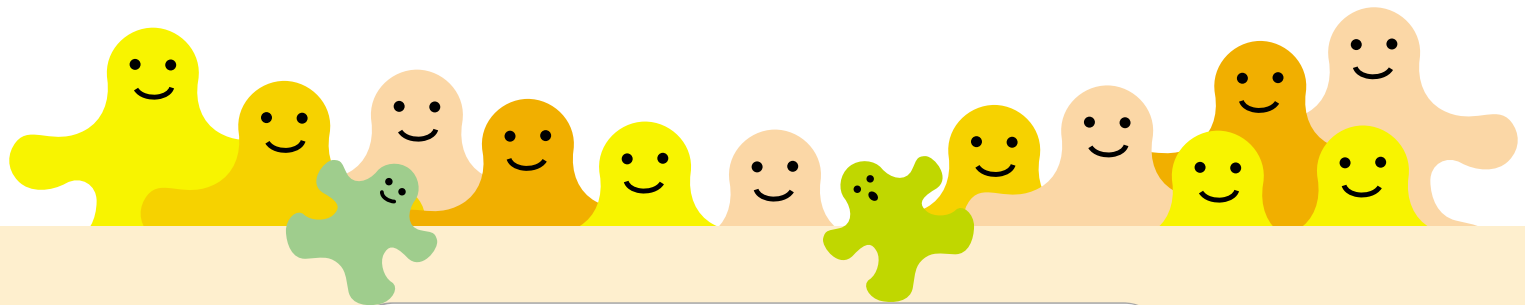
自主回収報告制度

食品を自主回収したら東京都に報告してください

自主回収報告制度は、食品関係事業者が食品の自主回収に着手した際、東京都に報告していただく制度です。

都はホームページなどで都民に自主回収の情報を提供します。

この制度は、平成16年11月1日から施行されました。



自主回収報告制度のねらい

- 食品による健康への悪影響を未然に防止します。
- 食品の正確で迅速な回収を促進します。
- 都民と食品関係事業者との信頼感がより高まることが期待されます。